

小坂町新住宅リフォーム支援事業

持ち家住宅や空き家住宅購入後の住宅について町内の事業者を利用して、リフォーム等工事を行う方に対し補助金を交付します。



町補助額	補助率 (工事費の)	補助限度額 (最大)
持ち家世帯	20%	20万円まで

●変更点

- ・補助率が15→20%、最大15→20万円にアップしました。
- ・R2年度までのリフォーム補助金の交付総額(15万円まで)は、全額リセットされ、新たに20万円までご利用になれます。
- ・町内に本店だけでなく事業所を有する業者による工事も対象になります。

《対象者》

- リフォーム等工事費が50万円以上の方は秋田県のあきた安全安心住まい推進事業の交付決定を受けた方（交付を受けられない方は除く）
- 補助対象者および補助対象住宅の世帯全員が、町税等を滞納していない方
- 小坂町に住民登録している方（工事完了後に町内に転居する世帯を含む）で、次のいずれかに該当する方

- (1) 持ち家住宅（自己所有で居住する住宅）の方
- (2) 親または子（以下親等とする）が所有する住宅に、自ら居住している方
- (3) 町内の親等の持ち家住宅をリフォームする方
- (4) 自ら所有する住宅で、町内で別に居住する親等の住宅をリフォームする方

《対象住宅》

- 一戸建て住宅または共同住宅（併用住宅の場合は住宅部分のみを対象）
- 建築後1年以上経過している住宅

《対象工事》

- 工事費（消費税等含む）が10万円以上であること
- 町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主で町に登録している業者が施工すること

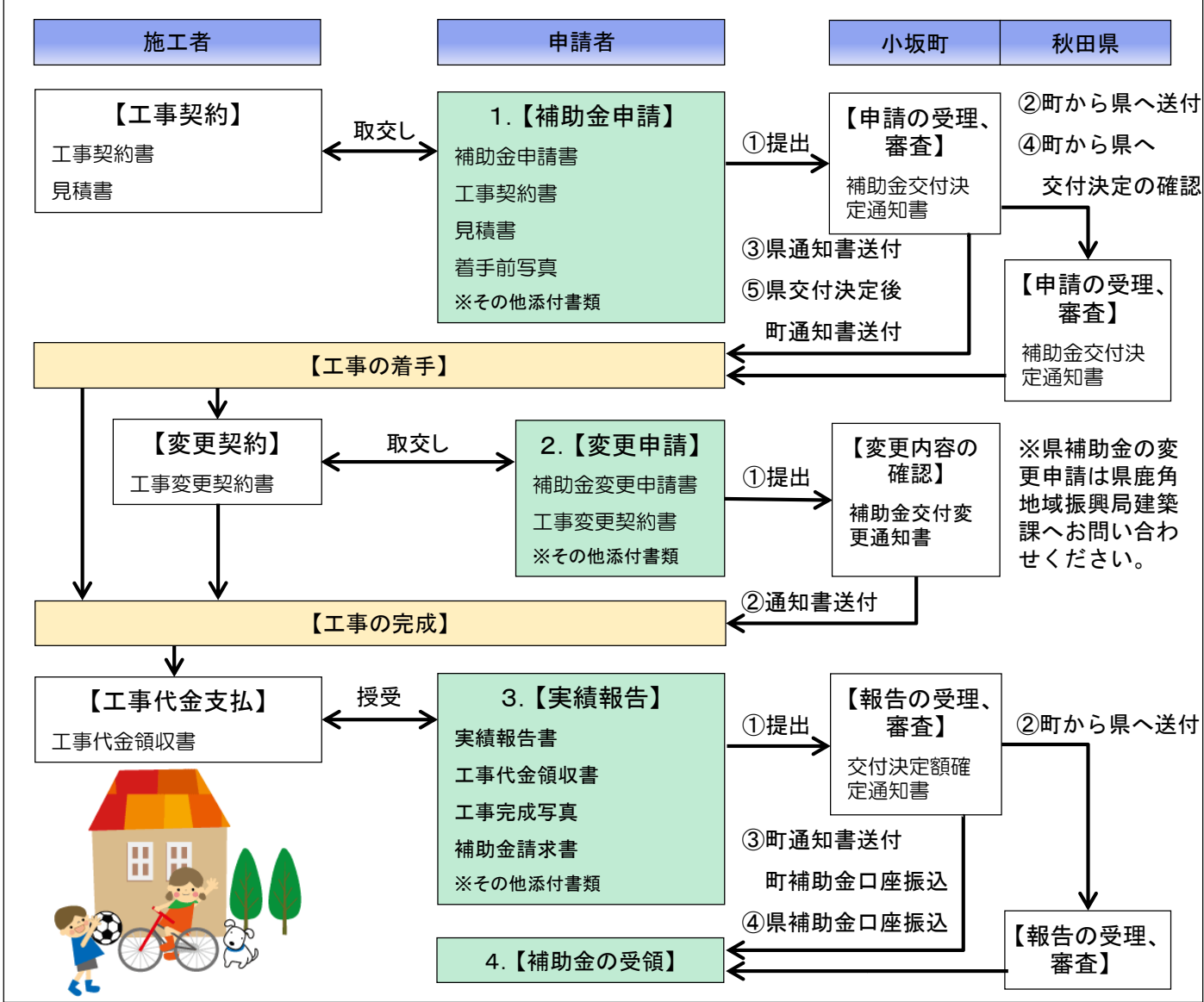
《補助率・補助限度額》

- 算定式は、町補助金額＝（工事費×補助率）－県交付決定額 ≤補助限度額となります。
- 補助率および補助限度額は上記表の通りとなります。
- リフォーム等工事費が50万円以上の方で秋田県のあきた安全安心住まい推進事業の交付決定を受けた場合は、上記表による算定額から県交付決定額を差し引いた額となります。
- 過去に交付を受けた方であっても、交付総額が20万円になるまで年度につき1回申請できます。
- 令和12年度までの事業です。

補助事業の期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

実績報告書を令和7年3月31日までに提出できる
工事とします



補助対象工事の例

- 屋根の葺替・塗替 ● 外壁の張替・塗替 ● 壁紙や床の張替などの内装工事 ● 室内建具の交換
- 耐震補強・改修工事 ● 窓ガラスの交換(断熱改修など) ● 外壁、屋根、天井などの断熱化工事 ● バリアフリー改修(介護保険法関連補助との併用は不可) ● 浴室、台所、トイレなどの水回り改修 ● 畳の表替え
- 車庫・物置の増築(農業用は除く) ● **住宅用太陽光発電システム設置** ● **下水道接続工事** ● 合併処理浄化槽設置事業に伴う住宅内改修 ● 給湯設備機器設置 など

これらの工事は補助対象にはなりません

- 農業用の車庫・物置 ● 家電製品の設置・取付 ● インターネットなどの配線工事
- 公共工事に伴う補償工事 ● 増改築を伴わない解体だけの工事 ● 他の補助制度などで補助金の交付を町から受けている工事 ● 外構工事(門・塀の設置、融雪設備工事) など

【お申込・お問い合わせ先】 小坂町役場建設課建設班
 〒017-0292小坂町小坂字上谷地41番地1 TEL29-3910 FAX29-5481